

福岡県バス対策協議会規約 改正（案）

（設置）

第 1 条 福岡県における乗合バス輸送に係る諸問題並びに生活交通の確保方策等について協議・調整を行うとともに、福岡県交通対策協議会設置要綱（昭和 47 年 6 月 2 日）第 8 条第 1 項の規定に基づき、福岡県交通対策協議会が行う業務について専門的な調査、検討を行うため、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第 2 条 協議会は、別表の委員及び会長が指名する臨時委員をもって組織する。

2 協議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局長をもってあてる。

2 会長は、会務を主催する。

3 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、原則として年 1 回開催する。なお、会長が特に必要があると認めるときは、更に開催することができる。

3 協議会の会議は、以下の場合を除き、原則として公開するものとする。

(1) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会長が認める場合

(2) 公開に関する規程を別に設ける場合

4 議事概要については、協議会の会議終了後、すみやかに県ホームページにて公表するものとする。

（協議事項）

第 5 条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。

(1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。

(2) 生活交通のあり方一般に関すること。

(3) 国庫補助対象バス路線に関すること。

(4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。

(5) 道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。

(6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

（ブロック別地区協議会）

第 6 条 協議会の協議・調整を円滑に行うため、ブロック別地区協議会を設置する。

2 ブロック別地区協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。

3 ブロック別地区協議会に関する事項は、別に定める。

（意見聴取）

第 7 条 協議会は、必要に応じバス利用者からの意見を聞くことができる。

（庶務）

第 8 条 協議会の庶務は、福岡県企画・地域振興部交通政策課において処理する。

（その他）

第 9 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月 日から施行する。

別表

規約第2条の委員及び臨時委員

1 委員

九州運輸局福岡運輸支局長
福岡県企画・地域振興部交通政策課長
福岡県市長会事務局長
福岡県町村会事務局長
一般社団法人福岡県バス協会会長

2 臨時委員

関係市町村の職員
関係バス事業者の代表者

新 旧 対 照 表

新	旧
福岡県バス対策協議会規約	福岡県バス対策協議会規約
第 1 条～第 2 条（略）	第 1 条～第 2 条（略）
（会長及び副会長）	（会長及び副会長）
第 3 条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部 <u>交通政策課</u> 長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局長をもってあてる。	第 3 条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局長をもってあてる。
2 会長は、会務を主催する。	2 会長は、会務を主催する。
3 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。	3 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
第 4 条（略）	第 4 条（略）
（協議事項）	（協議事項）
第 5 条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。	第 5 条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。
(1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。	(1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。
(2) 生活交通のあり方一般に関すること。	(2) 生活交通のあり方一般に関すること。
(3) 国庫補助対象バス路線に関すること。	(3) 国庫補助対象バス路線に関すること。
(4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。	(4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
(5) 道路運送法施行規則第 <u>4 条第 2 項</u> に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。	(5) 道路運送法施行規則第 9 条の 2 に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。
(6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。	(6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。
第 6 条～第 9 条（略）	第 6 条～第 9 条（略）
附 則	附 則
この規約は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。	この規約は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。	この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。	この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。	この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。	この規約は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。	この規約は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。	この規約は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。
附 則	附 則
この規約は、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から施行する。	この規約は、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 日から施行する。

別表

規約第 2 条の委員及び臨時委員

1 委員

九州運輸局自動車交通部長（削除）

九州運輸局福岡運輸支局長

福岡県企画・地域振興部交通政策課長

福岡県市長会事務局長

福岡県町村会事務局長

一般社団法人福岡県バス協会会長

2 臨時委員

関係市町村の職員

関係バス事業者の代表者

附 則

この規約は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。

別表

規約第 2 条の委員及び臨時委員

1 委員

九州運輸局自動車交通部長

九州運輸局福岡運輸支局長

福岡県企画・地域振興部長

福岡県市長会会長

福岡県町村会会長

一般社団法人福岡県バス協会会長

2 臨時委員

関係市町村の職員

関係バス事業者の代表者

福岡県バス対策協議会運営要領 改正（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成 12 年 5 月 18 日、以下「規約」という。）第 9 条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（路線の休止又は廃止に係る意向の申し出）

第 2 条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の 6 月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）休止し、又は廃止しようとする路線
- （3）休止又は廃止の予定日
- （4）休止に係る場合は、予定する休止の期間
- （5）休止又は廃止を必要とする理由

2 バス事業者は、休止し、又は廃止しようとする路線が生じた場合、市町村が休廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに県及び関係市町村に対し、前項各号及び次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。

- （1）路線図
- （2）輸送量（過去 3 年間の輸送人員等）
- （3）運行状況（運行回数等）
- （4）収支状況（過去 3 年間の営業収支実績等）
- （5）当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- （6）利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）

3 協議会の会長は、第 1 項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

4 前 3 項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、6 月前までの申し出を省略することができる。

- （1）バス事業者が、道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 1 号及び第 2 号に基づきバス路線を廃止する場合
- （2）バス事業者が、九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成 14 年 1 月 23 日九運公福第 51 号）に基づきバス路線を廃止する場合
- （3）他のバス事業者による代替輸送手段の確保又はその確保見込みがあり、かつ利用者の利便を阻害しないと会長が認める場合

5 第 4 項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、国土交通大臣への届出提出後、速やかに国土交通大臣への届出書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

（事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出）

第 3 条 バス事業者が、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

（輸送サービスの内容を変更する旨の申し出）

第4条 バス事業者が、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している路線の輸送サービスの内容を変更（運行回数の削減等）しようとするときは、当該路線の輸送サービスを変更する6ヵ月前までに、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）
- （3）変更を必要とする理由

2 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、バス事業者が、あらかじめ当該路線に補助を行うすべての市町村から書面による同意を得て、輸送サービスの内容を変更する場合にあっては、6ヶ月前までの申し出を省略することができる。

4 第3項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、輸送サービスの変更内容が確定した後、速やかに第1項に掲げる事項を記載した書類及び関係市町村の同意書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

（運行回数の削減に係る情報提供）

第5条 バス事業者は、福岡県内の路線について、次の各号に掲げる削減を行おうとするときは、協議会の会長に対し、申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が既に10回未満であり、新たな運行回数の削減による影響が大幅な輸送サービスの低下につながらない場合を除く。

- （1）停車回数が半減する停留所が発生する運行回数の削減
- （2）停車回数が10回未満となる停留所が発生する運行回数の削減

2 バス事業者が、第1項に定める申し出を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）
- （3）変更を必要とする理由

3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

（申し出に対する関係市町村の対応）

第6条 第2条第3項及び第4条第2項の連絡を受けた市町村は、速やかに関係市町村で構成される地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。

2 地域協議会において対応策がまとまった場合、関係市町村は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

3 地域協議会での検討過程において、地区協議会での協議を希望する場合には、関係市町村は、地区協議会の会長に開催の必要性を記載した書面を提出し、開催の要請を行うことができる。

（地域協議会の設置を不要とする場合）

第7条 第2条第3項又は第4条第2項の連絡を受けた市町村は、第2条第1項又は第4条第1項の規定によりバス事業者が申し出た路線の休止若しくは廃止又は輸送サービスの変更（以下この条において「路線の休止等」という。）が、関係市町村における住民の移動手段の確保の観点か

らほとんど影響がなく、地域協議会において路線の休止等への対応策を検討する必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、路線の休止等への対応を関係市町村により検討する旨を、地区協議会の会長に対し申し出ることができる。この場合において、関係市町村が複数であるときは、当該複数市町村の合意により申し出るものとする。

- 2 前項の規定による関係市町村の申し出について地区協議会の会長が相当と認めた場合には、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「地域協議会」とあるのは、「関係市町村」と読み替えるものとする。

(地域公共交通会議の取扱い)

第8条 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。

- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

(資料の提出等)

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進める上で必要と認められる情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新	旧
福岡県バス対策協議会運営要領 第 1 条～第 7 条（略） （地域公共交通会議の取扱い） 第 8 条 道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。 第 9 条～第 1 0 条（略） 附 則 この要領は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 2 年 8 月 2 6 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 6 年 6 月 日から施行する。</u>	福岡県バス対策協議会運営要領 第 1 条～第 7 条（略） （地域公共交通会議の取扱い） 第 8 条 道路運送法施行規則第 9 条の 2 に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。 第 9 条～第 1 0 条（略） 附 則 この要領は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 2 年 8 月 2 6 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領 改正（案）

第 1 趣旨

県内各地域のバス対策を推進するため、福岡県バス対策協議会規約第 6 条の規定に基づき、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

第 2 組織

地区協議会は、福岡、北九州、京築、筑豊、朝倉及び筑後の各地区に設置し、それぞれ九州運輸局福岡運輸支局、福岡県、関係市町村（以下「市町村」という。）及び関係バス事業者（以下「事業者」という。）で組織する。

第 3 構成

- 1 各地区協議会における市町村の構成は、別表のとおりとする。
- 2 地区協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

第 4 会長及び副会長

- 1 地区協議会に会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 2 会長は、地区協議会を招集し、主宰する。
- 3 会長は、地区協議会の招集にあたり、協議する事案を勘案して関係する市町村を招集することができる。
- 4 会長は、複数の地区に関係する事案については、関係する地区協議会の合同会議を開催することができる。

第 5 協議事項

地区協議会は、各地区内のバス対策に係る次の事項について、協議・調整及び検討を行う。

- (1) 地域バス対策協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

第 6 地域バス対策協議会

- 1 事業者からのバス路線の休廃止等の申し出に際し、地区協議会の協議を円滑に行うため、当該路線に関係する市町村で地域バス対策協議会を設置する。
- 2 地域バス対策協議会は、地域の実情に応じ、関係市町村が個別に設置し、関係市町村間で連絡・調整を行うことを妨げるものではない。
- 3 前 2 項のほか、市町村等が設置した道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に定める地域公共交通会議を地域バス対策協議会とみなす。
- 4 第 2 項の規定により関係市町村が個別に地域バス対策協議会を設置する場合を除き、地域バス対策協議会の協議結果をもって、地区協議会の結果とすることができる。

- ５ 地域バス対策協議会に関する事項は、関係市町村において別に定めることとするが、県の交通政策に重大な影響を与えられる地域間幹線系統に係る協議については、地区協議会の会長及び副会長が参加できるものとする。

第７ 事務局

地区協議会の事務は、主に福岡県企画・地域振興部交通政策課で行う。

第８ その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は地区協議会において定める。

附 則

この要領は、平成１２年５月１８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１４年３月２８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１５年６月１７日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年６月２８日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年８月７日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年８月２２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年８月２２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年６月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年６月 日から施行する。

別表

要領第3の市町村

○ 福岡地区協議会

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

○ 北九州地区協議会

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

○ 京築地区協議会

行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

○ 筑豊地区協議会

直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

○ 朝倉地区協議会

小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、筑前町、東峰村

○ 筑後地区協議会

久留米市、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町

新	旧
福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領	福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領
第 1 ～ 第 5 （略）	第 1 ～ 第 5 （略）
第 6 地域バス対策協議会	第 6 地域バス対策協議会
- 事業者からのバス路線の休廃止等の申し出に際し、地区協議会の協議を円滑に行うため、当該路線に関係する市町村で地域バス対策協議会を設置する。 - 地域バス対策協議会は、地域の実情に応じ、関係市町村が個別に設置し、関係市町村間で連絡・調整を行うことを妨げるものではない。 - 前 2 項のほか、市町村等が設置した道路運送法施行規則第 4 条第 2 項に定める地域公共交通会議を地域バス対策協議会とみなす。 - 第 2 項の規定により関係市町村が個別に地域バス対策協議会を設置する場合を除き、地域バス対策協議会の協議結果をもって、地区協議会の結果とすることができる。 - 地域バス対策協議会に関する事項は、関係市町村において別に定めることとするが、県の交通政策に重大な影響を与えると思われる地域間幹線系統に係る協議については、地区協議会の会長及び副会長が参加できるものとする。	- 事業者からのバス路線の休廃止等の申し出に際し、地区協議会の協議を円滑に行うため、当該路線に関係する市町村で地域バス対策協議会を設置する。 - 地域バス対策協議会は、地域の実情に応じ、関係市町村が個別に設置し、関係市町村間で連絡・調整を行うことを妨げるものではない。 - 前 2 項のほか、市町村等が設置した道路運送法施行規則第 9 条の 2 に定める地域公共交通会議を地域バス対策協議会とみなす。 - 第 2 項の規定により関係市町村が個別に地域バス対策協議会を設置する場合を除き、地域バス対策協議会の協議結果をもって、地区協議会の結果とすることができる。 - 地域バス対策協議会に関する事項は、関係市町村において別に定めることとするが、県の交通政策に重大な影響を与えると思われる地域間幹線系統に係る協議については、地区協議会の会長及び副会長が参加できるものとする。
第 7 ～ 第 8 （略）	第 7 ～ 第 8 （略）
附 則 この要領は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 8 年 8 月 7 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則	附 則 この要領は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 8 年 8 月 7 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。 附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月 日から施行する。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。